事 務 連 絡 令和2年5月15日

横浜市内 訪問系サービス事業所 運営法人代表者 様 管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

訪問系サービスの利用者・職員に新型コロナウイルス感染症の 疑い事例が発生した以降の対応について(令和2年5月15日更新版)

新型コロナウイルス感染症については、高齢者・福祉施設内感染等でのクラスター感染の事例や死亡例も発生しており、訪問系サービス事業所において、集団感染防止及び重症化防止のためにより一層の感染対策を行う必要があります。

このため、本市では、利用者及び職員において症状が発症した場合のサービス提供に係る訪問系サービス事業所の対応について、別紙のとおりフェーズごとの具体例をお示しします。各事業所におかれましては、集団感染防止及び重症化防止に向けた感染対策に万全を期すようお願いいたします。

また、あわせて、介護保険最新情報 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」を再度ご確認いただき、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていただくとともに、感染が確認された場合は、保健所の指示に従い、速やかに感染拡大の防止のため行動してください。

- ・「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(介護保険最新情報 Vol. 808) https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090
- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚生労働省)
 https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf
 ※こちらのマニュアルは居住サービス事業所においてもご活用いただけます。
- ・「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト (改訂版)」(横浜市) https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html

担当:横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL:045-671-3413 (居宅サービス) TEL:045-671-3466 (地域密着型サービス)

		<ph1></ph1> 発熱等の症状が みられる場合	くPH2> 「主治医」・「帰国者・接触者相談センター」等 への相談の目安に該当	<ph3></ph3> PCR検査実施中	<ph4></ph4> PCR陽性 (保健所による <u>行動調査[※]終了前</u>)	<ph5></ph5> PCR陽性 (保健所による <u>行動調査[※]終了後</u>)
					◆以降、保健所の指示に従うこと	
利用者の発症	当該利用	・生活維持に必要なサービスを検討し(ケアマネジャーと連携)、必要最小限のサービス提供に限定し、担当職員を固定	・生活維持に必要なサービスを検討し (ケアマネジャーと連携)、必要最小限のサービス提供に限定し、担当職員を固定 ※生活維持に必要なサービスの検討例 ・身体介護を中心に生活援助は必要不可欠な ・調理の代わりに弁当購入で対応、入浴を流	・生活維持に必要なサービスを検討し(ケアマネジャーと連携)、必要最小限のサービス提供に限定し、担当職員を固定 はものに限定・訪問回数の減少、訪問時間の短縮・試や部分浴に変更等	・原則入院 ・原則入院 ※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査	
	者への対応	◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や帰国 者・接触者相談センター等へ連絡 ○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高 熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的				
	他利用者への	<u>軽い</u> (※) 高	風邪の症状がある場合 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD等)等の 基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制 割や抗がん剤等を用いている方	・当該利用者と接触している職員における他利用者 へのサービス提供を停止・「陽性」判定が出た場合に備える (< P H 4 > の準備)	・当該利用者と接触した職員が担当した他 利用者について、生活維持に必要なサー ビスを検討し(ケアマネジャーと連携)、 必要最小限のサービス提供に限定し、担 当する職員(別職員)を固定	・濃厚接触者の職員が担当した他利用者 について、生活維持に必要なサービス を検討し(ケアマネジャーと連携)、必 要最小限のサービス提供に限定し、担 当する職員(別職員)を固定
	の対応			・当該利用者と接触している職員における他利用者 へのサービス提供を停止 ・「陽性」判定が出た場合に備える (<ph4>の準備)</ph4>	・当該利用者と接触している職員の出勤停 止	・濃厚接触者の職員の出勤停止
	当該職員へ	・出勤停止 ・出勤停止 ・出勤停止 ・出勤停止 ・		・出勤停止	・出勤停止	・出勤停止
職員の窓	地職員への	○息苦 熱等の	触者相談センター等へ連絡 しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高 強い症状のいずれかがある場合	当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える (<ph4>の準備)</ph4>	・当該職員と接触している職員の出勤停止	・濃厚接触者の職員の出勤停止
発 症	利用者等への対応	○ <u>重症化しやすい方</u> (※)や妊婦の方で、発熱や咳などの <u>比較的軽い風邪の症状</u> がある場合 (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○上記以外の方で、発熱や咳などの <u>比較的軽い風邪の</u> 症状が続く場合		・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える (<ph4>の準備)</ph4>	・当該職員と接触した利用者について、生活維持に必要なサービスを検討し(ケアマネジャーと連携)、必要最小限のサービス提供に限定し、担当する職員(別職員)を固定	・濃厚接触者の利用者に対し、生活維持に 必要なサービスを検討し(ケアマネジャーと連携)、必要最小限のサービス提 供に限定し、担当する職員(別職員)を 固定 (期間は、保健所の助言にもとづく事業 所判断による)

利用者の状況に応じた対応について(訪問系)

1. 感染防止に向けた取組

【介護保険最新情報Vol.808(抜粋)】

(1)施設等における 取組	(感染症対策の再徹底) ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進					
	<u>○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備</u>					
	(感染症対策の再徹底) ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消 毒等を徹底					
(2)職員の取組	○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底					
	〇 感染が疑われる場合は、「 新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応					
	○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の 対応を徹底					
(3)ケア等の実施時	(基本的な事項)○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続					
の取組	・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う					
	・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エ チケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫					
	・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応					

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

	定義	(1)情報共有	(2)消毒	(3)積極的疫学調	(4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応		
	<u></u>	・報告等	・清掃等	査への協力等	職員	利用者	
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	・利用者等に発生した 場合、速やかに管理 者等に報告し、施設 内で情報共有 ・指定権者、家族等に 報告 ・主治医及び居宅介護 支援事業所に報告		・利用者等に発生 した場合、保健所 の指示に従い、濃 厚接触者の特定に 協力 ・可能な限り利用 者のケア記録を提 供等	・原則入院 (症状等によっては自治 体の判断に従う)	・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の 者については症状等によっては自治体の判断	
感染が疑われる者		・利用者等に発生した 場合、「相談連絡し、 を見ります。 を受ける ・速やかに管理者ででいる。 ・速やかに施設内でを 報告し、施設内で 報共有 ・指定権者、家族等に 報告 ・指告 ・主治医及び居宅介護 支援事業所に報告	_	・利用者等に発生 した場合、当該施 設等において、感 染が疑われる者と の濃厚接触が疑わ れる職員を特定	・「相談センター」に電話	ター」に電話連絡し、指示を受ける	
<u>濃厚接触</u> 者	保健所が特定 ・適切な防護無しに 感染者を看護、介護 ・感染者の気道分泌 液等に直接接触	_	_	_	・自宅待機を行い、保健 所の指示に従う ・職場復帰時期について は、発熱等の症状の有 無等も踏まえ、保健所 の指示に従う	・居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意 ▶基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮 ▶サービス提供時は、保健所とよく相談した上で、	
感染が疑 われる者 との濃 接触が われる者	施設等が特定 ・適切な防護無しに 「感染が疑われる 者」を看護、介護 ・「感染が疑われる 者」の気道分泌液 等に直接接触	_	_	_	・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい	その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり	